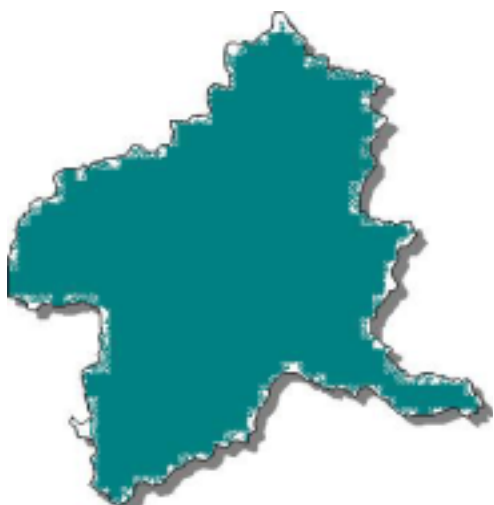


# 群馬県宅建協会 ガイドブック



社団法人群馬県宅地建物取引業協会  
社団法人全国宅地建物取引業保証協会群馬本部

ハトマークは  
会員の信頼と繁栄の象徴  
赤は太陽、緑は大地、白は取引の公正を表しています



〒379-2154  
前橋市天川大島町1丁目4番地の37 群馬県不動産会館  
027 - 243 - 3388 FAX027 - 243 - 3383  
ホームページ <http://www.takken.cc>

社団法人群馬県宅地建物取引業協会は宅地建物取引業の適正な運営の確保と健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に、宅地建物取引業法第74条の規定により設立された公益法人であり、会員総数約1千9百名、県内不動産業者の約9割が加入している団体です。

関係団体：全宅連、全宅保証、東日本不動産流通機構、首都圏公正取引協議会、不動産適正取引推進機構、不動産流通近代化センター、賃貸不動産管理業協会 など

## 機構図



## 事業内容

### 不動産流通対策事業

- ・ハトマークサイトの推進を図るため支部代行に係る無料登録キャンペーンを実施しています。ハトマークサイトのID、パスワードについては協会本部へお問い合わせください。
- ・会員のレインズの利用に関するサポートを行っています。なお、レインズへの物件登録はなるべくハトマークサイト（アドレス<http://www.takken.cc>）を通じて行ってください。レインズIP型のID、パスワードについては協会本部へお問い合わせください。
- ・支部にノートパソコン等の貸し出しを行い、パソコン研修会の運営に協力しています。

### 公共事業関係

- ・公共事業用地代替地の情報提供、媒介業務を推進しています。主な協定締結先 国交省、群馬県
- ・公共団体等と宅地分譲に係る斡旋協定を締結しております。締結先 県企業局、県住宅供給公社

### 無料相談所の運営、協会顧問弁護士の紹介

- ・毎週火曜日、木曜日（午前10時～午後3時 正午～午後1時は休）、県不動産会館にて無料相談担当役員が県民等の相談に対応しています。
- ・協会会員の方は30分以内の簡単な相談であれば、協会の顧問弁護士（3名）に無料で相談できます。

### 教育研修事業

- ・県全体研修会、支部別研修会の支援、事務担当者研修会、巡回指導、広告等の指導など

### 広報活動

- ・協会ホームページ（<http://www.takken.cc>）に宅建試験、法定講習会の開催予定のほか、会員専用ページには会員名簿やお知らせ等の情報を掲載しております。会員専用ページのID、パスワードについては、協会本部にお問い合わせください。
- ・宅建会報の発行やぐんま不動産フェアの開催支援をしております。

県ゴルフ大会などを開催し、会員相互の親睦に努めています。

県監理課宅建業グループ、県警暴力団対策課、県警生活環境課等と連絡を密にし、宅建業法に係る違反防止や暴力団等の排除に努めています。

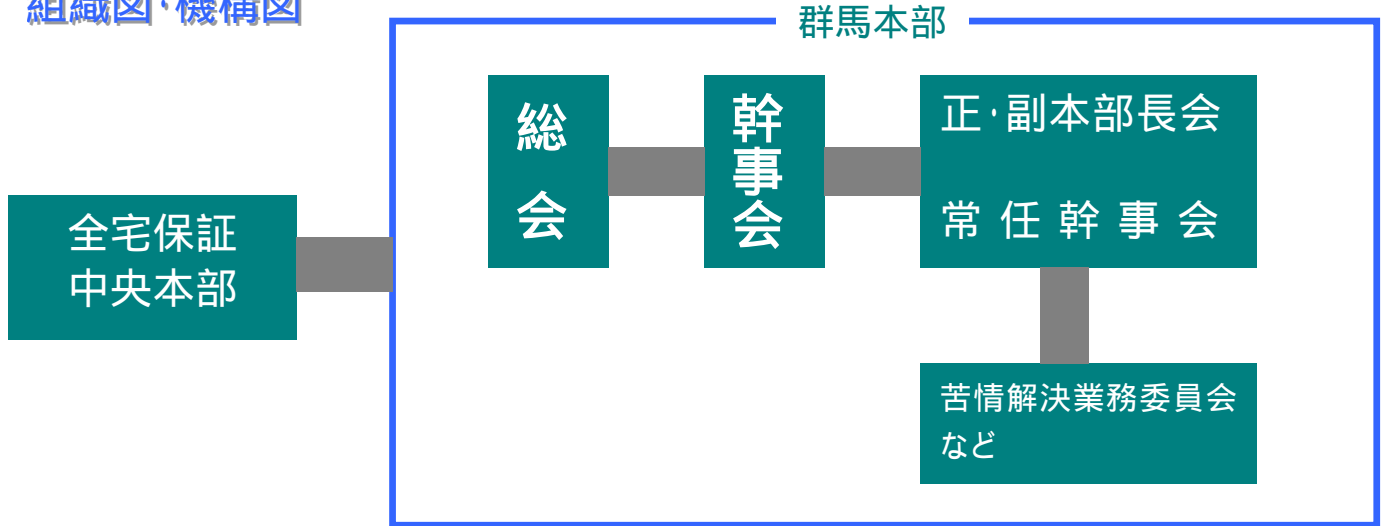
### 受託事業

- ・宅地建物取引主任者資格試験、法定講習会について委託を受け実施しています。

# 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会群馬本部

社団法人群馬県宅地建物取引保証協会（略称：全宅保証）は、不動産業者の健全な発展と資質の向上取引の安全確保や紛争防止、消費者保護などを目的に昭和 48 年に設立した国土交通省認可の公益法人です。不動産取引に係る苦情解決業務及び弁済業務のほか、研修業務、手付金保証業務、手付金等保管業務などを行っております。

## 組織図・機構図



## 事業内容

### 教育研修事業

- ・群馬県宅建協会との共催による県全体研修会、支部別研修会の支援、事務担当者研修会、巡回指導、広告等の指導など
- ・全宅連、全宅保証会報（リアルパートナー）による紙上研修

### 無料相談所の運営に協力

- ・県宅建協会が毎週火曜日、木曜日に行っている無料相談に全面協力しトラブルの未然防止に努めています。

### 苦情解決及び弁済業務

- ・会員との宅地建物取引に係る損害の申出について、苦情解決業務と弁済業務を行っています。

### 手付金保証制度

- ・会員が仲介した宅地、建物の購入に際し、売主へ支払った手付金（1千万円又は売買価格の20%に相当する額のうち、いずれか低い方の手付金）を保証する制度です。

#### （手付金保証制度に係る主な適用条件）

売主、買主ともに一般消費者で、物件が不動産流通機構（レインズ）に登録されており、全宅保証会員が客付媒介業者となる取引が対象です。 その他諸条件があります。

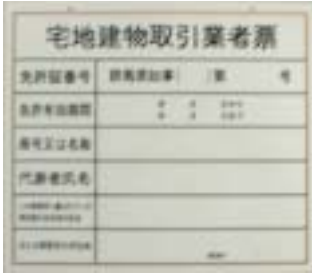
### 手付金等保管制度

- ・不動産業者が売主となる場合、手付金等が売買代金の10%又は1千万円を超えた場合（工事完了前は売買代金の5%又は1千万円を超える場合）保全措置を講じる必要があります。当保証協会では工事完了後物件に係る手付金等の保管業務を行っております。

#### （手付金等保管制度の仕組み）

当協会（群馬本部）が売主にかわって手付金等を受け取り、物件の引渡しと所有権移転登記手続（登記に必要な書類が売主から買主に交付された場合も含む）が済むまで保管します。

# 事務所に備え付けてください



業者票



宅建協会会員証



保証協会会員証



宅建業免許証



報酬額規定表



倫理綱領



従業者名簿



従業者証明書



宅建協会  
ステッカー



東日本レインズ  
ステッカー



首都圏公正取引協議会  
ステッカー

## 会員の皆様へ

### 免許更新について

宅地建物取引業の免許更新は免許有効期間満了日の90日前から30日前までに手続きを行ってください。

免許の有効期間を経過したときは、免許の更新ができませんのでご注意ください。

### 変更届について

商号または名称、役員及び政令使用人の氏名、事務所の名称または名称、専任の取引主任者の氏名に変更が生じた場合、届出事由が生じた日から30日以内に変更届を県土整備局宅建業グループへ提出しなければなりません。

## 協会のあゆみ

- 昭和 30年 3月群馬県宅地建物取引業組合を設立
- 昭和 35年 6月社団法人群馬県宅地建物取引員会を設立
- 昭和 42年 1月社団法人群馬県宅地建物取引業協会に  
名称変更
- 昭和 44年 5月無料相談所開設
- 昭和 48年 3月社団法人全国宅地建物取引業保証  
協会群馬本部設置
- 平成 2年 11月群馬県不動産会館が竣工
- 平成 3年 4月不動産県民相談センター設置
- 平成 12年 2月群馬県宅建協会ホームページ開設

